## 都市計画道路の見直し方針案に対するパブリックコメント (意見募集)の実施結果

実施期間:平成26年1月6日(月)~平成26年2月7日(金)

意見総数:7件(提出人数:2名)

意見の概要	町の考え方
3・6・6五ツ合森戸線は廃止すべき。	都市計画道路3・6・6・五ツ合森戸線は廃止すべきとのご意見ですが、
理由:評価「高」となっている項目も喫緊性・絶対的必要性はない。ま	当該路線については、客観的な基準に照らして検証した結果、評価項目の自
た代用する道路がないわけではないので、環境不可の軽減が見い	動車の交通機能、歩行者・自転車の交通機能、土地利用との整合、まちづく
だせないことから、財政困難の中やめるのがよい。	りとの整合、防災機能の項目において、都市計画道路ネットワークの観点や、
	歩行者の安全、有事の際の避難路としての機能などから必要性は高いとの判
	断されたことから、案どおり「留保付き存続」とします。
	ご意見の当該路線を廃止とすべきとする理由が、「喫緊性、絶対的必要性は
	ない」「代用する道路がないわけではない」「環境負荷の軽減が見いだせない」
	「財政困難」とのことですが、都市計画道路はその性質から、単に「喫緊性
	がない」「環境負荷の軽減が見いだせない」ことをもって安易に廃止すること
	は避けなければならないものと考えます。また、現在、町財政は大変厳しい
	状況ですが、整備については、将来的な部分も含め、財政状況等を踏まえつ
	つ総合的な調整を図り行う必要があることは認識しております。
	なお、「絶対的必要性はない」「代用する道路がないわけではない」につき
	ましては、ご意見として伺います。
3・6・7向原森戸線は廃止すべき。	都市計画道路は、その機能から単に近傍に現道があることをもって廃止と
理由:向原から光徳寺までは既に拡幅されている。その先の魚佐までつ	することは避けなければならないと考えます。ご指摘の現道の幅員、線形等
ながっているのに、あえて現住宅敷地内を通過させることの説得	から、当該計画路線の機能を代替するものとは認められません。
力に乏しい。環境不可の軽減が見いだせないことから、財政困難	その他の部分につきましては、上記1からお読み取りください。
の中やめるのがよい。	

* C & W. T.	m7 o +v > -b
意見の概要 	町の考え方
3・6・8一色下山口線は廃止すべき	上記1、2からお読み取りください。
理由:この場所は、現行道路が既に通っているところなので、現状維持	
で十分である。幅員もする必要ない。環境不可の軽減が見いだせ	
ないことから、財政困難の中やめるのがよい。	
県が確定定着させた道路名称 ( 呼称 ) を町はわざわざ仮称といってみた	道路名称につきましては、一般に使用されている国道 号、県道 号、
り、商工会に道路呼称の命名を好き勝手にさせているため、町の認定路線	町道 号は道路法に基づく道路の名称であり、今回の見直し対象である都
についても、国道県道についても道路名称(呼称)がさまざま混在してい	市計画法に基づく都市計画道路の名称とはその根拠が異なります。そのため、
ます。いわく生活道路、一級町道、全路線号数、 通り、2項道路等、	本計画の内容がわかりにくいものとなっているという趣旨と思われます。町
河川名、橋梁名の併記がほとんどありません。法令又は行政の道路呼称に	としては、参考図などに道路法に基づく道路名称や、交差点名などを併記し
統一せよというより、むしろ人口に膾炙している道路呼称併記でわかりや	ておりますので、ご理解いただきたいと考えます。
すく道路名称を願います。	
整備、未着手、改良済、概成済を注釈されても検討対象路線が計画と現	ご要望の「今回見直し検討対象路線ではない町道の供用、未供用状況を葉
実とのギャップを埋めるには長すぎた 56 年でした。しかしながら、その	山町都市計画マスタープランを改定する際、生活道路整備方針の中で詳述明
間、未供用道路は1本もなく、達成進捗に差はあってもすべて供用道路で	記を願いたい。」については、本件とは直接関係がありませんが、都市計画マ
す。	スタープランの見直しを所管する課としては、ご要望の事項を都市計画マス
今回見直し検討対象路線ではない町道の供用、未供用状況を葉山町都市	タープランに記載することは、計画の内容から適当でないと考えます。
計画マスタープランを改定する際、生活道路整備方針の中で詳述明記を願	なお、当該ご意見については町道の所管課にお伝えいたします。
いたい。	

長柄東逗子線検証結果「廃止」、長柄南郷線(仮称)検証結果「追加」を「是認」します。但し、(仮称)長柄南郷線は、「長柄トンネル南郷トンネル入口路線」又は「長柄・南郷両トンネル入口(路)線」に変更を希望します。

「廃止」と「追加」評価項目のうち、防災機能分析に大きな見誤り想定 ミスがあります。津波は二級河川森戸川を遡上し、長柄交差点(むかし長 柄橋)を経て、芳町橋に到達する恐れがあります。この橋を渡って長柄小 学校に登下校する生徒学童もいます。

もっと恐ろしいのは長柄トンネルが土管の働きをして、逗子海岸上陸、 渚橋・田越川を遡上する津波が長柄トンネルという巨大な土管を通り、長 柄交差点で森戸川を遡ってきた津波と合流することです。県道 311 号は緊 急輸送路機能を失います。長柄交差点は葉山の喉笛です。その喉笛を津波 によってかっ斬られることを想定しておくべきです。311 号線は機能不全 壊滅します。

## 町の考え方

既存の道路法により認定されている道路を「廃道」とすることと、都市計画法に基づく都市計画を変更し、当該計画決定を「廃止」とすることを混同するとのご意見ですが、都市計画道路に係る都市計画において、既存の都市計画道路の計画を見直しにより、「やめて行わなくする」計画変更を行う場合は国のガイドライン(都市計画運用指針)をはじめ、全国的に「廃止」が用いられており、本件につきましては「廃止」という言葉の方が一般に認知されていると判断できることから、案のままといたします。

また、(仮称)長柄南郷線の名称については、現段階では仮称ではあるものの、他の計画決定路線の名称との均衡等を考慮し、案のとおりといたします。

検証項目の防災機能においては、その評価基準のひとつとして、町が平成24年12月に作成した「葉山町津波ハザードマップ」における津波浸水区域内にある区域から、町が想定する海抜20mの場所まで避難をする場合について、各検証対象路線が有効に機能するかを検討しました。

ご意見の趣旨は、町が県道 311 号について、津波到達時以降、緊急輸送路等の道路機能を期待しているとしたら、その見込は誤っているものであるという趣旨のご意見と考えます。

前述のハザードマップでは、県道 311 号の区域は浸水区域から外れており、 緊急輸送路としての機能は一定有効に機能するものと考えています。また、 検証における防災機能として、「葉山地域防災計画」における緊急輸送路とし ての位置付けの有無や、一時避難場所や長期滞在避難場所へのアクセスへの 寄与などを考慮して判断したものです。

なお、当該ご意見につきましては、防災の所管課にお伝えいたします。